

2 0 1 9 ・ 2 0 2 0 年 度

建 設 工 事 競 争 入 札 参 加 資 格  
審 査 申 請 の 手 引 き

邑 南 町

# 目 次

ページ

はじめに	1
1 申請書類の一覧	1
2 申請書類の提出方法	2
3 申請書類の提出期間	2
4 申請書類の提出場所	2
5 申請資格について	2
6 資格の有効期間	3
7 「邑南町税」の納税証明について	3
8 障がい者雇用について	3
9 除雪業務委託について	4
10 防災協定・緊急時対応について	4
11 新分野進出について	4
12 ハートフルしまねについて	4
13 舗装工事について	4
14 申請書の添付書類	5
建設業許可証明(確認)書(様式第2号)	5
営業所一覧表(様式第3号)	5
建設工事施工実績証明書(様式第4号)	6
障害者雇用状況調書(様式第5号)	6
災害時地域貢献申告書(様式第6号)	6
新分野進出申告書(様式第7号)	6
ボランティア活動(様式第8号)	7
15 問い合わせ先	7

## はじめに

この手引きは、島根県と県内12市町が共同開発、共同運営を行う「島根県資格申請システム」での申請受付を前提に、2019・2020年度建設工事入札参加資格申請において、邑南町への申請に必要な資格、邑南町に申請できる工事の種別、邑南町の個別審査に必要な個別添付書類について記述しています。この手引きのほか、以下の①～③の書類を確認のうえ、「島根県資格申請システム」により申請を行ってください。

### この手引きの他に確認する書類

- ① 島根県資格申請システムによる建設工事入札参加資格申請の手引き（共通編）  
【H31・32年度定期申請用】
- ② 島根県資格申請システムによる建設工事入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）  
【H31・32年度定期申請用】
- ③ 島根県資格申請システムによる建設工事入札参加資格申請の手引き（個別情報画面編）  
【H31・32年度定期申請用】

## 1 申請書類の一覧

添付書類には、共通審査団体へ提出する共通添付書類と、邑南町へ提出する個別添付書類があります（「手引き（共通編）」参照）。システムからそれぞれの書類送付票と提出先が印刷されますので、書類内容と送付先をご確認のうえ提出してください。なお、共通添付書類と個別添付書類の送付先が同じ自治体の場合であっても、審査の都合上、封筒を別にしてお送りください。また、システムの添付ファイルアップロード画面からデータで提出して頂く書類があります。

共通添付書類、及び、添付ファイルアップロード画面から提出する書類については、手引き（共通編）を参照のうえ提出してください。

邑南町への提出書類については、提出漏れの無いよう確認のうえ、持参、郵便または信書便（消印（発送日）があるもの）により提出してください。

- (1) 共通審査団体提出分（※上記①～③を参照）
- (2) 邑南町個別添付書類（※下記の一覧表を参照）

### 申請に必要な書類の一覧表(町内＝町内建設業者、町外＝町外建設業者の略)

番号	名 称	町内	町外	備 考
1	①個別添付書類送付票（邑南町）	○	○	①、②は資格申請システムより出力されたもの
	②申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの（写し）			
	③工事分割内訳書（様式第1号（2/3））			
2	建設業許可証明(確認)書	○	○	
3	営業所一覧表	△	△	資格申請システムより出力されたもの 従たる営業所（本社以外の営業所）がある場合のみ
4	経営事項審査結果通知書(写)	○	○	審査基準日が平成29年6月30日以降に結果通知を受けたもののうち最新のもの
5	建設工事施工実績証明書	△	△	経審結果通知書において完成工事高が「0」の業種を申請する場合のみ
6	町税納税証明書	○	△	滞納(又は納税義務)の無いもの
7	【法人】登記事項証明書(写し可) 【個人】本籍地発行の代表者身分証明書	○	○	証明年月日が申請日の3ヶ月前の日以降のもの
8	委任状	△	△	入札及び契約に係る権限を支社長・営業所長等に委任する場合のみ
9	障害者雇用状況調書	△	－	土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合
10	除雪業務契約実績 ・対象年度：平成29年度 平成30年度	△	－	土木一式工事を申請する場合のみ ・2年連続契約実績がある場合は2年度分 ・どちらか1年のみ契約の場合は当該年度分
11	防災対策 ・防災協定締結団体加盟証明書 ・緊急時対応確認資料	△	－	土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合 ・平成30年12月1日現在の団体加盟証明書 ・「災害時地域貢献申告書」
12	新分野への進出	△	－	土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合

13	ボランティア活動 ・ハートフルしまね	△	－	土木一式工事又は建築一式工事を申請する場合 ・ハートフルしまね：実施団体認定書(写)、実績を証明 する書類
14	舗装工事に関する確認書類	△	△	舗装工事を申請する場合のみ
15	工事経歴書(写)	○	○	直前の経営事項審査で提出したもの
16	技術職員名簿・別紙二(写)	○	○	直前の経営事項審査で提出したもの
17	その他の審査事項・別紙三(写)	○	○	直前の経営事項審査で提出したもの

<参考>

- ・○は必須、△は備考欄に該当する場合のみ必要です。
- ・申請書類の提出部数は1部です。
- ・添付書類は邑南町様式またはシステム共通様式により提出してください。
- ・申請書類は上記番号順に綴じてください。
- ・紙のA4版ファイルに綴じ込みのうえ表紙及び背表紙に会社名を記入して提出してください。

## 2 申請書類の提出方法

持参又は郵送（配達記録郵便又は簡易書留郵便）により提出してください。

なお、申請書類の過不足等を受付時に確認しますので、できるだけ持参により提出してください。

## 3 申請書類の提出期間

平成30年12月3日（月）から平成31年1月18日（金）まで毎日（土曜日、日曜日、祝日を除く）受付を行います。

## 4 申請書類の提出場所

696-0192

島根県邑智郡邑南町矢上6000番地

邑南町役場 管財課管財係

## 5 申請資格について

地方自治法施行令第167条の4（下記参照）に該当する者又は次のいずれかに該当する者は入札参加資格審査を申請することはできません。

また、申請書類の重要な事実について虚偽の記載を行った者の資格については、認定後であっても取り消すことがあります。

なお、邑南町から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできますが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

- ① 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事は土木一式工事へ、法面処理工事はとび土工コンクリート工事へ、鋼橋上部工事は鋼構造物工事へ含まれます。）について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者。
- ② 平成31年1月1日時点で有効な経営事項審査の結果通知を受けていない者。
- ③ 邑南町の町税の滞納が有る者。
- ④ 消費税及び地方消費税の滞納が有る者。
- ⑤ 加入義務のある社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）に加入していない者。
- ⑥ アスファルト舗装工事については、アスファルトフィニッシャーを保有していない者（継続的なリース契約等により常時稼働可能であることが証明できる者を除く。）、常勤オペレーターを雇用していない者、および常勤舗装施工管理技術者を雇用していない者。
- ⑦ 暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者で、警察当局から邑南町へ邑南町が行う契約等からの暴力団排除措置要綱第3条第3項の通知があり、当該状態が継続している者。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後3年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者につ

いても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

※ 「解体工事」は下記のとおり取り扱うこととします。

【申請要件】

- ①平成31年度の登録からは、解体工事業の許可を受けたものであること。（※解体（経過措置）にかかる許可期間があるものは有効）
- ②経営事項審査の「解体」又は「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」において年間平均工事高があること。

### 【経営事項審査結果通知書（写し）】

経営事項審査結果通知書の総合評定値については、平成31年1月1日時点の数値を採用しますので、審査基準日が平成29年6月30日以降で、最新のものを提出してください。

## 6 資格の有効期間

2019年4月1日から2021年3月31日までです。

## 7 「邑南町税」の納税証明について

邑南町税について滞納がないこと、または納税義務がないことの証明書（写しは不可）で、入札参加資格審査申請日（以下「申請日」という。）前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

## 8 障がい者雇用に関する確認資料について

土木一式工事又は建築一式工事を申請する者で、以下に該当する場合は、確認資料を添付してください。

- 申請日時点の従業員数で、障がい者の雇用義務のある事業者となる場合  
提出資料

- ①公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書（写）
  - ②健康保険厚生年金標準報酬決定通知書、身体障害者手帳等、申請日現在の従業員数、障がい者数の状況が確認できる書類の写しも添付してください。
- ※「様式第5号障害者雇用状況調書」と整合させてください。

- 障がい者雇用が義務付けられていないが、申請日時点で障がい者を雇用している事業者の場合  
提出資料

- ①障害を証明するものの写し ⇒ 本人の身体障害者手帳又は療育手帳等の写し
- ②直接的且つ恒常的な雇用を確認できるものの写し ⇒ 本人の健康保険証又は本人が記載されている健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等の写し

今回の申請での「雇用義務のある事業主」は、申請時点の従業員数により以下の計算を行い、法定雇用障害者数が1人以上となる事業主です。

【計算例】

$$\begin{array}{l}
 \text{平成30年4月1日以降の法定雇用率} \quad \dots 2.2\% \\
 \text{建設業の除外率} \quad \dots 20\% \\
 \text{従業員数(短時間勤務者を除く)} \quad \dots 55\text{名} \\
 \text{短時間勤務者数(週20時間以上30時間未満)} \quad \dots 3\text{名} \\
 \{55 + 3 \times 0.5 - (55 + 3 \times 0.5) \times 20\% \} \times 2.2\% = 1.0\text{名} \\
 \text{(従業員の総数)} - \text{(建設業の除外率：除外数は整数止め)} \times \text{(法定雇用率)} = \text{(法定雇用障害者)} \\
 \downarrow \\
 56.5\text{名} - 11\text{名} = 45.5\text{名}
 \end{array}$$

9 除雪業務委託に関する確認資料について

平成29年度、平成30年度に邑南町と除雪委託業務委託を契約した実績がある場合、それぞれの年度に対し1通ずつ契約書のコピーを添付してください。

10 防災協定・緊急時対応実績等に関する確認資料について

- ① 町と防災協定を締結している団体への加入証明書（平成30年12月1日現在の加入証明書の写し）を提出してください。
- ② 平成29年1月1日から平成30年12月31の間の緊急時対応実績については自治体の証明書（邑南町のみ）として災害時地域貢献申告書（様式第6号）を作成し提出してください。

11 新分野進出について 確認資料

- ① 平成29年1月1日から平成30年12月31日の間に新分野に進出し300万円以上を投資した場合に提出（様式第7-1号）してください。
- ② 平成14年11月19日以降新分野に進出し、平成30年12月1日まで3年以上継続して事業をしている場合に提出（様式第7-2号）してください。

12 ハートフルしまね登録に関する確認資料について

ハートフルしまねに法人として登録している場合の証明資料として、登録時に県土整備事務所等から交付される「愛護団体認定証」の写しを添付してください。  
また、平成29年1月1日から平成30年12月31日の間における活動実績については様式第8号により提出してください。（活動実績2回以上）

13 舗装工事に関する確認書類について

アスファルト舗装工事に係る資格審査を申請する場合は、以下に掲げる書類を全て添付してください。アスファルトフィニッシャーの保有の条件を満たさない者については特殊舗装（※）のみ入札参加資格を希望することができる。

区分	提出する書類
① 工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した舗装工事に係る工事経歴書
② 1・2級舗装施工管理技術者に関する書類	・舗装施工管理技術者登録証（写）又は資格者証（写） ・健康保険被保険者証等（写）（詳細→上記参照）
③ オペレーターに関する書類	・大型特殊運転免許（写） ・技能講習（車両系）修了証書（写） ・健康保険被保険者証等（写）（詳細→上記参照）
④ アスファルトフィニッシャーに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書（写）、機械台帳（写）、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書（写））

⑤ モーターグライダー、タイヤ・マカダムローラに関する書類	・全景写真及び機械プレートのアップ写真（6ヶ月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査書(写)、機械台帳(写)、継続的且つ独占的利用が証明されるリース契約書(写)）
-------------------------------	--

※特殊舗装＝ 橋梁、隧道等のコンクリート舗装や競技場のグラウンド舗装等のアスファルトフィニッシャーを用いない舗装工事。

## 1.4 申請書の添付書類

### 建設業許可証明(確認)書(様式第2号)

- ① 申請日前3ヶ月以内に許可行政庁から発行されたものでなければなりません。
- ② 他の都道府県が定める様式を用いた証明でも構いません。
- ③ 写しでの構いません。
- ④ 許可通知書(写し可)でも構いません。

### 営業所一覧表(様式第3号)

町内外や委任の有無に係わらず建設業法第3条に規定する営業所を全て記入してください。単なる連絡所・駐在所等は含みません。主たる営業所は記入しないでください。

町外業者の方については、「邑南町内の建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する営業所、邑南町における入札および契約の権限を委任する支社・営業所」のみ記入し、それ以外の支社・営業所については、申請者が独自に作成した様式を添付されても構いません。

#### 「01 営業所番号」

○建設業の許可を受けている営業所のうち、邑南町に於ける入札および契約の権限を委任する支社・営業所(所在地は邑南町内でも、又複数あっても構いません) ⇒ 複数の場合も全て「50」と記入してください。

○建設業の許可を受けている営業所のうち、上記以外の営業所 ⇒ 「01」から順に付番してください。

※ 建設業法の規定により、従たる営業所が入札及び契約の権限を有する場合には、建設業法施行令第3条に基づく使用人の配置と、当該業種について法第7条第2号又は法第15条第2号に規定する専任技術者の配置が義務付けられています。

#### 「02 郵便番号」

支社・営業所所在地の郵便番号を記入してください。

#### 「03 所在地」

支社・営業所所在地を左詰めで記入してください。また「丁目」及び「番地」等は全て「ー(ハイフン)」により省略してください。

#### 「04 電話番号・FAX番号」

支社・営業所の電話番号及びFAX番号を、市外局番から左詰めで記入し、市外局番と市内局番等は「ー(ハイフン)」で結んでください。

#### 「05 営業所の代表者(受任者)の役職名」

役職名は所属の支社・営業所名を省略せずに記入してください。(例：取締役島根支店長)なお、委任をする営業所の場合は、受任者の役職名としてください。

#### 「06 営業所の代表者(受任者)の氏名」

姓と名の間は1文字分空白としてください。濁点及び半濁点は1文字として取り扱ってください。

なお、委任をする営業所の場合は、受任者の氏名としてください。

#### 「07 営業所が許可を受けている業種」

当該営業所が許可を受けている業種について、一般建設業の場合は「1」を記入し、特定建設業の場合は「2」を記入してください。

「08 上記のうち入札参加資格審査を希望する業種」

当該営業所が許可を受けている業種のうち、資格審査を申請する業種について、一般建設業の場合は「1」を記入し、特定建設業の場合は「2」を記入してください。

建設工事施工実績証明書(様式第4号)

- ① 経審結果通知書の平均完成工事高が無い業種であって、審査基準日から資格審査申請日までの期間に施工実績(完了したものに限り)が有ることが証明できる業種について資格審査を申請する場合にのみ添付してください。
- ② 証明者は発注者(元請工事の場合)又は元請業者(下請工事の場合)となります。
- ③ 「業種名」欄には建設業法に規定する許可の業種(略号→P11)を、「工事請負契約金額」欄には消費税及び地方消費税を含まない額を、「竣工の状況」欄には「良」又は「不良」等の状況を記入してください。

障害者雇用状況調書(様式第5号)

土木一式工事又は建築一式工事を申請する町内業者で、「平成29年4月1日以降の法定雇用率により申請日時点の従業員数で障がい者の雇用義務のある事業者となる」、又は「障がい者雇用の義務がないが、申請日現在で、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号)第2条に定める障害者を雇用している事業者である場合」に作成してください。

**○障がい者の雇用義務がある事業者・・・申請日の従業員数で、新基準に該当する者**

今回の申請では平成31年4月1日以降の法定雇用率を基準としますので法定雇用障害者数が現行基準で達成されていても、未達成として取り扱う場合がありますのでご承知置きください。

**○雇用義務の無いものが障がい者を雇用している事業者・・・申請日に雇用している者**

- ① 「従業員数(短時間労働者を含む)および「従業員のうちの障害者数」の基準日は、申請日としてください。
- ② 「法定雇用義務者」欄は、障がい者の雇用義務のある事業者となる場合のみ記入してください。なお記入にあたっては、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の数字をそのまま記載するのではなく、申請日現在での上述の計算例を参考に、再計算されたものを記入してください。
- ③ 「身体障害者手帳等の番号」欄は、交付された身体障害者手帳、療育手帳等の番号について、1人につき一行に記入してください。(1人の者が複数の手帳を有する場合は、一行に記入してください。)

災害時の緊急対応(様式第6号)

町と防災協定を締結している**団体に加入していない場合**で、平成29年1月1日から平成30年12月31日の間に邑南長からの依頼を受け災害時の緊急対応を行った場合に別紙(様式第7号)を作成し提出してください。

新分野進出申請書(様式第7号)

- ① 【様式第7-1号】  
平成29年1月1日から平成30年12月31日の間に新分野に進出し、300万円以上の投資を行った場合に作成。助成金の有無は問いません。
- ② 【様式第7-2号】  
平成14年11月19日以降新分野に進出し、3年以上事業を継続している場合に作成。
- ③ 記入方法  
1: 大分類 申請書の下部に記載した分類を記入



- 2：新分野進出の手法 ・ 自社  
・ 自社100%出資により新会社設立  
・ 共同出資により「自社が300万円以上」出資して新会社を設立のいずれかより選択して記入してください。
- 3：新分野進出年月日・・・会社で進出した日  
・ 新会社を設立した場合はその日を記入
- 4：支出金額  
○様式第7-1号：当該新事業に平成29年1月1日以降で累計300万円以上支出が到達した日付を併記してください。  
また、これに対応する支出証明の書面を添付してください。  
○様式第7-2号：直近3事業年度の支出金額を記入してください。

ボランティア活動実績報告書(様式第8号)

ハートフルしまねに登録し愛護団体認定を受けている者については、活動実績が2回以上ある場合に作成して提出してください。

## 18 問い合わせ先

〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上6000番地  
邑南町役場 管財課管財係 小畑 森脇  
TEL(0855) 95-1176 FAX(0855) 95-2351  
IP 050-5207-3000